

令和 7 年度 「食の情報センター」 情報発信業務委託
公募型企画提案募集要領

1 趣旨

WEB サイト「食の情報センター」に食や食文化の情報を集積するとともに、集積した情報を、SNS 等により効果的に発信し、商品購入や飲食店等への誘客、県内外からの来訪促進等の消費行動につなげるため、本募集要領に基づき企画提案を募集する。

2 公告

令和 7 年 6 月 19 日（木）に静岡県ホームページに掲載

3 業務委託者

（1）業務委託者：静岡県知事

（2）執行部署：静岡県経済産業部産業革新局マーケティング課

〒420-8601 静岡市葵区追手町 9 番 6 号

電話 054-221-3713

メール marke@pref.shizuoka.lg.jp

4 業務概要

（1）名称

令和 7 年度 「食の情報センター」 情報発信業務委託

（2）内容

食や食文化の情報発信の拠点である「食の情報センター」に情報を集積する。

WEB サイトに集積した情報は、一般消費者をターゲットに SNS 等により情報発信し、商品購入や飲食店等への誘客等の消費行動につなげる。

（3）委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 20 日（金）まで

（4）委託限度額

5,600,000 円（消費税及び地方消費税額を含む）

（5）委託費の支払方法

受託者は、委託業務完了検査合格後、静岡県に対して請求書を提出し、静岡県は請求書に基づき委託費を支払う。

5 企画提案参加資格

参加資格を有する者は、以下のいずれにも該当する者とする。

（1）別紙仕様書「4 業務の内容」に記載した内容が実施できること。

（2）地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

（3）日本国内に本社を有していること。

（4）国又は地方公共団体が発注した動画制作業務において、業務実績が 5 案件以上あること。

- (5) 国又は地方公共団体が発注したSNSを活用した情報発信業務において、業務実績が5案件以上あること。
- (6) 静岡県的一般業務委託競争入札参加資格において、「広告代理」の営業種目について競争入札参加資格を有する者であること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続き開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (9) 会社法（平成17年法律第86号）による特別清算開始の申立てがなされていない者であること。
- (10) 破産法（平成16年法律第75号）による破産手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (11) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (12) 直近1年間に於いて、都道府県民税を滞納している者でないこと。
- (13) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (14) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

6 企画提案参加方法

(1) 日程

ホームページによる公告開始	<u>令和7年6月19日（木）</u>
質問票の提出期限	令和7年6月26日（木）正午まで
質問票の回答	令和7年7月2日（水）
企画提案書の提出期限	<u>令和7年7月15日（火）正午まで</u>
審査対象者の決定通知	令和7年7月17日（木）予定
選定委員会（プレゼンテーション）	<u>令和7年7月22日（火）</u>
審査結果の通知	令和7年7月24日（木）予定
※応募者の状況により変更する場合がある。	

(2) 公募型企画提案募集要領等に関する質問の受付及び回答

質問事項がある場合は質問書（様式1）を提出すること。

なお、電話や来訪による口頭での質問、提案書の具体的な記載方法、記載内容及び評価基準についての質問は受け付けない。

ア 提出期限

令和7年6月26日（木）正午まで

イ 提出先

静岡県経済産業部産業革新局マーケティング課

電話 054-221-3713 メール marke@pref.shizuoka.lg.jp

ウ 提出方法

電子メール ※確実な受信確認のため、提出の際にお電話ください。

エ 回答

質問期限終了後に一括して静岡県経済産業部産業革新局マーケティング課ホームページ「令和7年度 「食の情報センター」 情報発信業務委託公募型企画提案募集について」内に公開する。

(3) 企画提案書の提出

参加する者は、以下の書類等を提出すること。

	提出物	内容等	様式
1	企画提案書かがみ		様式2
2	企画提案書	・7（2）エに示す評価項目及び評価基準を基に記載すること。	様式3
		・選定委員会プレゼン資料（10分以内に説明できる内容とすること）	パワーポイントファイル等
3	見積書	・見積書には積算内容を詳細かつ具体的に記載すること。 ・委託業務仕様書に基づいた事業の実施に直接必要となる経費（企画・運営費、旅費、通信運搬費、消耗品費、使用料、役務費、資料作成費等）とすること。 ・以下の事業費については、本業務の実施に必要なものであっても対象としない。 ア 備品等財産取得に関する経費 イ 提案者の業務と区別できない経費 ウ 本業務の実施に要した経費であることを証明できない経費	任意
4	参加資格 確認書類	・会社概要等（定款及び組織、沿革、事業等会社の概要） ・直近1年間の納税証明書（本社所在地の法人都道府県税）	任意

※業務の実施内容は、企画提案書の内容に基づき、県との協議により決定する。

※見積書に記載された経費等について、市場価格等を十分精査し、適正な価格となるよう調整することがある。

ア 提出期限

令和7年7月15日（火）正午まで

イ 提出先

静岡県経済産業部産業革新局マーケティング課

電話 054-221-3713 メール marke@pref.shizuoka.lg.jp

ウ 提出方法

電子メール ※確実な受信確認のため、提出の際にお電話ください。

（4）企画提案に際しての注意事項

ア 失格

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格となる。

- ・提出期限を過ぎて書類が提出された場合
- ・提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- ・審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ・その他県があらかじめ指示した事項に違反した場合

イ 著作権、特許権等に係る責任

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て提案者が負う。

ウ 返却等

提出書類は理由の如何を問わず返却しない。また、差替及び再提出は認めない。

エ 費用負担

企画提案書の作成、提出、選定委員会への出席等企画提案に要する経費等は、全て提案者の負担とする。

オ その他

提出された企画提案書等は、条例に基づく情報公開請求の対象となる。

7 選定に係る事項

（1）選定委員会での選定方法

選定は、県が別に定める委員により組織された選定委員会が行う。

なお、契約候補者の選定にあたっては、評価項目に基づき、競争性及び透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の選定、採点を行い、審議の上、契約候補者を選定する。

（2）選定委員会

ア 日時及び場所

日時：令和7年7月22日（火）

場所：Zoomを活用したオンライン形式にて実施

※詳細については、企画提案書の提出期限後、別途通知する。

イ 企画提案の説明時間

各提案者 20分以内（説明10分以内、質疑応答10分以内）とする。

ウ 注意事項

- ・提案者は他の提案者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。
- ・指定の時間に遅れた場合には、選定対象とはしない。

エ 評価項目及び評価基準

提案された事業内容を、下記の項目に基づき数値（得点）で評価し、予算の範囲内において契約候補者を選定する。また選定結果は、選定後、速やかに参加者へ書面で通知する。

評価項目	評価基準	評価
1 情報集積	記事の制作について、本県ならではの食や食文化で、県内外の方々を驚きや感動をもって惹きつける構成になっているか。 (食の背景、体験としての食の魅力、旅情をかき立てる描写・写真等)	20
	記事の制作について、県内外から食を目的とした来訪の促進に繋がるような内容となっているか。 (その場所でしか体験できない内容、五感を使った描写、地元の「人」と「物語」に焦点をあてた内容等)	20
	短編動画の制作について、本県の食の魅力を瞬間的に知ってもらえるような提案となっているか。 (視覚的インパクト、テンポの良さ等)	15
	企画から実施までのスケジュールについて、具体的で実現可能な提案となっているか。	5
2 情報発信	SNS の投稿について、県内外から食を目的とした来訪の促進に繋がるような内容となっているか。 (視覚的インパクト、その場所でしか体験できない内容等)	10
	広告の実施について、ターゲットのニーズを把握した上で、サイトのアクセス数や SNS のリーチ数等の増加につながる提案になっているか。	10
	SNS 投稿及び広告配信のスケジュール及び方法について、具体的で実現可能な提案となっているか。	5
3 分析・改善	サイト、SNS 投稿及び広告配信の分析について、課題が可視化されており、ユーザーの動向等も含めた詳細な提案がされているか。	5
	データの分析に基づいた、サイトアクセス数や SNS のリーチ数等の向上につながる具体的で実現性のある改善提案がされているか。	5
4 実施体制	提案内容を実施できる人員が確保されているか。	5
5 社会的取組	パートナーシップ (PS) 構築宣言※企業であるか。 (※サプライチェーン全体の共存共栄と新たな連携や、下請中小企業振興法に基づく基準の遵守等に取り組む企業等の「宣言」を登録するもの)	1
合計		101

(1) 結果の通知

選定結果は、選定通知書（様式 4）又は非選定通知書（様式 5）により、全ての企画提案者へ令和 7 年 7 月 24 日（木）に通知する。

(2) 非選定結果に対する説明

非選定通知書を受け取った者は、通知の翌日から5日（土曜日及び日曜日は除く）以内に書面（自由様式）により、非選定理由について説明を求めることができる。

8 契約方法

静岡県と契約候補者は協議により、企画提案書の内容に基づき委託業務に係る仕様を確定させ、契約を締結する。

9 留意事項

- (1) 委託先として選定した事業者を公表する。
- (2) 本委託業務の成果品の著作権の全ては、静岡県に帰属する。
- (3) 天災その他不可抗力が原因の社会情勢の変動により、契約後の出展の取止め又は内容変更する場合がある。

10 問い合わせ先

静岡県経済産業部産業革新局マーケティング課 食の魅力創造班

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

電話 054-221-3713

メール marke@pref.shizuoka.lg.jp